

## 船舶電気艦装工事を行う特定の事業場

船舶電気艦装工事を行う特定の事業場（以下「電装認定事業場」という。）とは、当協会の会員事業場のうち、国土交通省が船舶検査の方法において定める「船舶電気艦装工事業業者の施設及び能力（以下「認定基準」という。）に適合する事業場で、運輸局（運輸支局）（以下「管海官庁」という。）から「船舶電気艦装工事を行う特定の事業場」としての証明書の交付を受けた事業場をいいます。

### 1. 資格者と電装認定事業場

資格者（船舶電装士、主任船舶電装士、船舶電装管理者）が一定の人数に達し、基準に適った工場設備を備え、かつ十分な装備工事の実績をもっている事業場は、申請すれば管海官庁より「船舶電気艦装工事を行う特定の事業場としての証明書」の交付を受けることができます。

### 2. 電装認定事業場になると

この電装認定事業場は、船舶の定期検査等において、電気艦装工事を適正に行い、かつ、その自主検査の結果を書類（チェックシート）で提出することにより、一定の範囲内の船舶の電気設備に関し管海官庁の船舶検査官及び日本小型船舶機構の検査員の立会いが省略されることになっています。

### 3. 電装認定事業場になるためには

電装認定事業場になるためには、電装認定基準に適合している事業場が管海官庁に申請して、電装認定事業場の証明書の交付を受けることが必要です。電装認定基準には人員、施設、器具・備品類、実績の4つの要件があり、これらの要件を満たすことが前提条件となります。

### 4. 電装認定基準の要件

#### (1) 人員

人員については対象船舶別に技能者（船舶電装士、主任船舶電装士、船舶電装管理者）の所要人員が定められており、それによってランクがきまります。

ラ ン ク	対 象 船 舶			資 格 者					
	1	2	3	船舶電装士		主任船舶電装士		船舶電装 管理者	有資格 者の最 低人員
	旅客船・漁船・ その他	貨物船（1及び3に掲 げる貨物船を除く。）	危険物ばら積 船	所要割合	最低 人員	所要割合	最低 人員		
1	G・T 200未満	G・T 500未満	G・T 100未満	全作業員の 25%以上		全作業員の 15%以上	1名		1名
2	G・T 500未満	G・T 5,000未満	G・T 500未満	全作業員の 30%以上	1名	全作業員の 15%以上	2名		3名
3	G・T 5,000未満	G・T 20,000未満	G・T 5,000未満	全作業員の 30%以上	2名	全作業員の 15%以上	3名	1名以上	6名
4	すべての船舶			全作業員の 30%以上	3名	全作業員の 15%以上	4名	2名以上	9名

（注） 水中翼船及びホバークラフト等、特殊な船舶は対象外となる。

「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。

#### (2) 施設

次の施設を有することが必要です。

雨天の場合でも作業が支障なく行える適当な面積の作業場

（注）この作業場は、パイプ曲げ、電線端末処理等の作業ができる適当な面積を有するもの

であり、特に大きさにこだわるものではありません。

船舶電気艙装工事を行うに必要な機器の保管場所

試験及び検査を行うに必要な機器を保管するに適切な保管場所

(3) 器具・備品類

工事のための設備（5設備）

・ボール盤　・溶接機　・グラインダー　・携帯用ドリル　・充電器

試験及び検査のための設備（8設備）

・絶縁抵抗計　・電圧計（交流及び直流用）

・電流計（交流及び直流用）

・回転計　・比重計　・テスター　・温度計　・ストップウォッチ

(4) 実績

過去4年間において運輸局（JG）、（財）日本海事協会（NK）、日本小型船舶検査機構（JCI）の検査を受けた新造船が8隻以上（上記4-1に示す各ランク（1～4）に該当するもの）の実績が必要です。

（第2回以降の定期検査等を受けた修理船にあつては、3隻を新造船1隻として換算します。）

(5) その他の要件

更に認定基準には工事及び点検の方法等についても次のように定められています。

工事の方法

- ・工事日程表を作成すること
- ・工作図、配線図面を作成すること
- ・工事、試験及び検査を行うために必要な器具の表を作成すること
- ・取付ける機器の表を作成すること
- ・工事の進行状態をチェックする者を定め、工事の進行状態を把握すること。

点検方法

工事を行った場合は以下の事項について点検ができるようなチェックシートを作成しチェックを行うこと。

- ・回転機器：作動状態の良否、取付状態の良否、絶縁の良否、機器の破損の有無
- ・配電盤：計器の破損の有無、取付状態の良否、作動状態の良否、絶縁の良否
- ・配線：被覆の破損の有無、電線の取付状態の良否、使用電線の適否、絶縁の良否、接続方法の良否
- ・電熱装置：取付状態の良否、機器の破損の有無、絶縁の良否
- ・小型電気器具：器具の異常の有無、絶縁の良否
- ・照明装置：装置の異常の有無、取付状態の良否、絶縁の良否

書類の作成

電装認定事業場は、船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を保管しておかなければならない。

5. 「電装認定事業場の証明書」交付申請手続

電装認定事業場の証明書の交付申請手続は次の要領で行って下さい。

(1) 事業場設備等の実地調査・指導

電装認定事業場になろうとする事業者は、「証明願」を管海官庁に提出しなければなりません。その前に当協会指導員による調査・指導を受けることが必要です。

(2) 実地調査・指導料

当協会指導員による実地調査・指導を受けよとする事業者は、申込書に指導料（20,000円）を添えて申し込んで下さい。

(3) 「証明願」の作成・提出

実地調査・指導が終了した後に、管海官庁に「証明願」を提出しますが、提出書類に不備や誤りがないかどうか当協会のチェックを受けて下さい。

#### 提出する書類

- ・証明願
- ・会社経歴書
- ・施設及び設備の詳細
- ・技能者及び作業員名簿
- ・工事実績
- ・電気装備工事作業基準（工事及び点検の方法に関するもの）

#### 推薦状の交付

当協会では、提出書類に誤りがないことを確認した後、管海官庁あての「推薦状」を申請事業者に送付します。

#### 管海官庁への申請

申請事業場は、提出書類に当協会が送付した「推薦状」を添えて管海官庁に提出して下さい。

### 6．電装認定事業場の証明書の書換申請について

電装認定事業場の証明書の記載事項に変更を生じた場合は、管海官庁に対して書換申請が必要となります。

#### (1) 工事区分を変更する場合（ランク変更）

電装認定事業場で、その後資格者等の変更があり、その工事区分を書き換える（ランク変更する）場合

#### (2) 事業者の名称または事業場の名称および所在地を変更する場合（ランク変更以外）

### 7．電装認定事業場になった場合の遵守すべき事項

#### (1) 証明書の写しの送付

管海官庁より証明書を交付された場合は、証明書の写し1部を速やかに当協会に送付して下さい。

#### (2) 工事及び点検の方法

##### 工事及び点検の方法

作業基準（管海官庁に提出したもの）により電気艦装工事を行い、当協会発行のチェックシートを使って試験及び検査を行って下さい。

##### チェックシートの提出

定期検査などにおいて作業基準に従い工事、試験及び検査を行い、船舶設備規程、小型船舶安全規則等に適合していることを確認した場合は、チェックシートを管海官庁又は日本小型船舶検査機構に提出して下さい。

（注）当協会では下記のチェックシートを販売しております。（刊行物のご案内へ）

- ・電気機器及び回路のチェックシート（表1）
- ・船内電気機器効力試験成績表（表2）
- ・船内電気機器及び回路の試験成績表（小型船舶、小型漁船用）（表3）

##### 書類の保管

船舶毎に作成してチェックシートを船別、年度別にまとめて確実に保管して下さい。

#### (3) 変更等による届出

##### 管海官庁への届出

証明書に記載されている施設及び設備、又は技能者に変更があった場合は、変更のあった内容を管海官庁に届出して下さい。

管海官庁に届出を行った場合には、当協会にもその写しを提出して下さい。

#### (4) 管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、管海官庁の立入り調査が行われることになっています。

時期：半年ごとに行われます。

##### 調査内容

- ・施設の状況
- ・器具・備品類の現状
- ・技能者（資格者）及び作業員の構成の現状
- ・工事及び点検の方法
- ・書類等の保管状況